

# 高齢者施設における看取り

—特養老人ホーム嘱託医の嘆き—

大森中央泌尿器科・内科・外科クリニック

横田 崇

# 嘱託医とは？

- 特養老人ホームの職員という立場
- 特養老人ホームには看護師4人が常駐。深夜は呼び出し
- 昨年施設看取り13名（がん末期3名）病院搬送看取り5名
- 私は在宅療養支援診療所。在宅療養支援病院は近くの病院依頼
- 2週間に一度、ホームを訪問して入所者さんの管理
- 診療報酬上算定できるのは処方箋料のみ（60点）
- 入所者の急変時は往診料算定可能
- 電話対応は算定不可
- 訪問診療同意書取得（任意ではなく義務？）

# 看取りについて（末期悪性腫瘍患者等）

- 2週間に一度施設に訪問しているので家族には看取りの話は済み。
- 呼吸心停止の場合、看護師から24時間深夜でも連絡あり。
- 深夜なら翌日の朝、日中なら診療時間が空いた時に死亡確認に

特養老人ホームで看取り介護加算（Ⅰ）（Ⅱ）算定していても  
在宅ターミナル加算と看取り加算は算定可と2024年改定されています。  
(3500～6500点) (3000点)

- 死亡に立ち会っていないので（従来は必ずしも立ち合う必要なしとの見解だった）  
在宅ターミナル加算や看取り加算の算定不可  
**死亡確認加算（200点）のみ**

在宅看取りをやりますか？  
でも多死社会でやらなくてはなりません（泣き笑い）。